

課外活動における学外功労者に対する感謝状贈呈要項

令和5年10月4日 学生委員協議会決定

(趣 旨)

第1条 この要項は、神戸大学における課外活動の振興若しくは課外活動団体の発展に貢献した学外者又は学外団体（以下これらを「学外功労者」という。）に対し、学長から感謝状を送り、その功績を顕彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状贈呈基準)

第2条 感謝状は、学外功労者のうち次の各号の一に該当するものに贈呈するものとする。

- (1) 課外活動団体の監督、師範、コーチ等（以下「監督等」という。）として永年にわたって献身的に指導した者
 - (2) 課外活動団体の監督等として、全国レベルの大会で優勝又はこれに準じる成績を収めるなど、課外活動団体の指導に特に顕著な功績があった者
 - (3) 課外活動団体の発展に10年以上にわたって貢献した団体又は当該団体の運営に尽力した者
 - (4) 前3号の規定に準じ特に功績が顕著と認められる者又は団体
 - (5) その他課外活動の振興若しくは課外活動団体の発展に広く貢献した者又は団体
- 2 前項第1号に規定する永年とは、次の各号の一に該当する場合をいう。
- (1) 毎月2回以上定期的に指導し、無償による指導期間が継続して10年を超えた場合
 - (2) 無償による指導期間が通算して20年を超えた場合
 - (3) 前項第1号の規定により感謝状を受けた後において、5年以上の無償による活動実績を有して退任する場合
- 3 第1項の規定により感謝状を贈呈されたものに対する次回以降の贈呈は、原則として前回の贈呈の基準となった年数を超えるものについて行う。ただし、年数によりがたい場合は、その都度功績等を勘案して感謝状を贈呈する。

(感謝状の様式)

第3条 感謝状の様式は、別紙様式第1号から別紙様式第3号までのおりとする。ただし、前条第1項第4号又は第5号に該当する場合は、別に定めるものとする。

(感謝状の贈呈時期)

第4条 感謝状の贈呈時期は、原則として毎年3月とする。ただし、学長が必要と認める場合は、当該団体の記念行事等の実施時期とすることができる。

(選考)

第5条 感謝状贈呈対象者の選考は、別紙様式第4号による顧問教員の推薦に基づき、学生委員協議会において行う。ただし、顧問教員の推薦によりがたい場合は、顧問教員以外の者から推薦できるものとする。

(その他)

第6条 この要項に定めのない事項については、学生委員協議会において審議・決定する。

附 則

- 1 この要項は、令和5年10月4日から施行する。
- 2 課外活動の学外功労者に対する感謝状贈呈要項（平成12年9月1日施行、学務部決定）は、廃止する。

別紙様式第1号（第2条第1項第1号関係）

			感謝状
		氏名殿	
		あなたは（ ）年にわたり神戸大学	
		（団 体 名）の（役 職）として	
		部員の育成指導にあたられ本学課外活動	
		の振興のため貢献されました	
		よってここに深甚なる謝意を表します	
年 月 日			
神戸大学長 氏 名			
印			

別紙様式第2号（第2条第1項第2号関係）

			感謝状
		氏名殿	
		あなたは神戸大学（団 体 名）の	
		（役 職）として部員の育成指導にあた	
		られ本学課外活動の振興のため多大な	
		貢献をされました	
		よってここに深甚なる謝意を表します	
年 月 日			
神戸大学長 氏 名			
印			

感謝状

氏名殿

あなたは永年にわたり神戸大学

（団体又は後援会等の名称）の発展に

御尽力され本学課外活動の振興のため

貢献されました

よってここに深甚なる謝意を表します

年 月 日

神戸大学長 氏 名

印

